

電波利用料の料額

第1地域：東京都（第4地域を除く）
 第2地域：大阪府、神奈川県（それぞれ第4地域を除く）
 第3地域：北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の地域（それぞれ第4地域を除く）
 第4地域：道庁地、離島等

【個別免許局ごとの料額】

無線局の区分		項詳細	平成26年10月1日以降	平成26年9月30日まで				
1 移動する無線局 (3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	航空機若しくは船舶又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	1-01	600円	500円			
		その他のもの	1-02	600円	500円			
		使用する電波の周波数の幅が6MHzを超え15MHz以下のもの	1-C1	800円	700円			
		使用する電波の周波数の幅が15MHzを超え30MHz以下のもの	空中線電力が0.05W以下のもの	1-C2	10,600円	8,900円		
			空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	1-C3	1,160,100円	966,800円		
			空中線電力が0.5Wを超えるもの	1-C4	1,800円	1,500円		
			空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	1-C5	10,600円	8,900円		
		使用する電波の周波数の幅が30MHzを超えるもの	空中線電力が0.05Wを超えるもの	1-C6	3,363,800円	2,803,200円		
			空中線電力が0.05W以下のもの	1-C7	3,800円	3,200円		
			空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	1-C8	10,600円	8,900円		
			空中線電力が0.5Wを超えるもの	1-C9	4,474,900円	3,729,100円		
		3000MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が100MHz以下のもの	1-09	600円	500円		
使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	1-10	93,600円	78,000円					
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	1-11	600円	500円					
2 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と送信を行うために陸上に開設するもの (6の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるものであつて、電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	2-12	45,300円	37,800円		
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	2-13	24,700円	20,600円		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	2-14	8,200円	6,900円		
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	2-15	4,200円	3,500円		
			空中線電力が0.01W以下のもの	2-16	8,700円	7,300円		
		空中線電力が0.01Wを超えるもの	2-17	10,600円	8,900円			
		その他のもの	2-D1	64,300円	-			
		2-18	8,700円	7,300円				
		2-19	10,600円	8,900円				
		2-20	4,200円	3,500円				
3 人工衛星局 (8の項に掲げる無線局を除く。)	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	3-21	3,493,500円	2,911,300円			
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	3-22	156,201,200円	130,167,700円			
		使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	3-23	158,600円	132,200円			
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え200MHz以下のもの	3-24	38,734,500円	32,278,800円			
		使用する電波の周波数の幅が200MHzを超え500MHz以下のもの	3-25	116,911,000円	97,425,900円			
		使用する電波の周波数の幅が500MHzを超えるもの	3-26	262,607,700円	218,839,800円			
		6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	3-27	158,600円	132,200円			
		4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局 (5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	4-28	2,145,300円	1,787,800円
				設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	4-29	1,074,000円	895,000円
					設置場所が第3地域の区域内にあるもの	4-30	216,900円	180,800円
設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4-31				74,100円	61,800円		
使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え50MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの				4-32	14,663,600円	12,219,700円	
設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの			4-33	7,333,200円	6,111,000円		
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの			4-34	1,468,800円	1,224,000円		
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの			4-35	491,400円	409,500円		
	使用する電波の周波数の幅が50MHzを超え100MHz以下のもの			設置場所が第1地域の区域内にあるもの	4-36	200,179,400円	166,816,200円	
設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの			4-37	100,091,000円	83,409,200円		
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	4-38	20,020,400円	16,683,700円				
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4-39	6,675,200円	5,562,700円				
	使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	4-40	402,893,500円	335,744,600円			
設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	4-41	201,448,000円	167,873,400円				
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	4-42	40,291,900円	33,576,600円				
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4-43	13,432,400円	11,193,700円				
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	4-44	74,100円	61,800円				
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの (8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	5-45	1,800円	1,500円			
		空中線電力が0.02W未満のもの	空中線電力が0.02W未満のもの	6-A1	1,000円	900円		
			空中線電力が0.02W以上2kW未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	6-A2	192,300円	160,300円	
			その他のもの	6-A3	192,300円	160,300円		
			空中線電力が10kW以上のもの	6-A4	83,923,500円	69,936,300円		
			6-A5	419,616,900円	349,680,800円			
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が100kHz以下のもの	6-48	59,000円	49,200円		
		使用する電波の周波数の幅が100kHzを超えるもの	空中線電力が200W以下のもの	6-49	204,800円	170,700円		
			空中線電力が200Wを超え50kW以下のもの	6-50	3,556,200円	2,963,500円		
			空中線電力が50kWを超えるもの	6-51	59,000円	49,200円		
空中線電力が20Wを超え5kW以下のもの	6-52		204,800円	170,700円				
空中線電力が5kWを超えるもの	6-53	3,556,200円	2,963,500円					
6-54	1,000円	900円						
7 第5条第6項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの	第5条第6項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの	7-55	200円	200円				
		7-E1	1,000円	-				
8 実験等無線局及びアマチュア無線局	3000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	第103条の2第15項第2号に規定するものであつて、54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用するもの(当該無線局免許人が市町村(特別区を含む。)であるものに限る。)	8-56	300円	300円			
		その他のもの	9-F1	1,100円	31,800円			
		使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	9-F2	38,100円	31,800円			
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-57	38,100円	31,800円		
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-58	3,131,400円	2,609,500円		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-59	1,571,500円	1,309,600円		
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-60	323,500円	269,600円		
			設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-61	115,500円	96,300円		
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-62	295,900円	246,600円		
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-63	153,700円	128,100円		
設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-64		39,900円	33,300円				
使用する電波の周波数の幅が400kHzを超え3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの		9-65	21,000円	17,500円			
設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの		9-66	864,300円	720,300円			
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-67	438,000円	365,000円				
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-68	96,800円	80,700円				
	39,900円	9-69	39,900円	33,300円				
使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-70	12,804,100円	10,670,100円				
設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-71	6,407,700円	5,339,800円				
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-72	1,290,700円	1,075,600円				
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-73	438,000円	365,000円				
	38,100円	9-74	38,100円	31,800円				
使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	9-75	38,100円	31,800円					
使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え30MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-76	3,131,400円	2,609,500円				
	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-77	1,571,500円	1,309,600円				
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-78	323,500円	269,600円				
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-79	115,500円	96,300円				
使用する電波の周波数の幅が30MHzを超え300MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-80	101,719,200円	84,766,000円				
設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-81	50,865,300円	42,387,800円				
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-82	10,203,100円	8,502,600円				
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-83	3,443,400円	2,869,500円				
	使用する電波の周波数の幅が300MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-84	251,473,000円	209,560,900円			
設置場所が第2地域の区域内にあるもの	設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-85	125,742,300円	104,785,300円				
	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-86	25,178,500円	20,982,100円				
	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-87	8,435,100円	7,029,300円				
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	9-88	21,000円	17,500円				

【広域専用電波の料額(1MHz[全国]当たり)】

広域専用電波の区分	新料額案	現行料額
下記の無線局以外のものに係る広域専用電波	99,859,600円	95,148,900円
1の項又は2の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの(2025MHzを超え2110MHz以下、2200MHzを超え2290MHz以下及び2545MHzを超え2655MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)	62,169,100円	95,148,900円
4の項又は5の項に掲げる無線局に係る広域専用電波	2,129,800円	1,774,900円
6の項に掲げる無線局に係る広域専用電波	29,333,100円	95,148,900円

【包括免許料の料額(27条の2第1項に係る特定無線局に限る。)]

無線局の区分	新料額案	現行料額
広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局	200円	200円
広域専用電波を使用する無線局(ただし、同等無線局区分について算出された額が上限額を超えるときは、納めなければならない電波利用料の額は、上限額とする)	200円	200円
上記以外のもの	510円	430円

【包括登録料の料額】

無線局の区分	新料額案	現行料額		
移動するもの	540円	450円		
移動しないもの	3000MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるもの	2,780円	2,320円	
	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	1,650円	1,380円
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの	520円	440円
		設置場所が第3地域の区域内にあるもの	310円	260円
		設置場所が第4地域の区域内にあるもの	310円	260円
	空中線電力が0.01Wを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	45,300円	-
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの	24,700円	-
		設置場所が第3地域の区域内にあるもの	8,200円	-
		設置場所が第4地域の区域内にあるもの	4,200円	-
		上記以外のもの	1,650円	1,380円